

第三者評価結果

事業所名：ぽこ・あ・ぽこ

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<コメント> 個別支援計画書の生活面、社会性、作業性それぞれの活動について「強み」と「課題」の記入欄を設け、利用者の力を引き出す支援をしています。就労希望の聞き取りの際も、「働きたくない」「避けたい職種」などの選択肢もあり、利用者の意向を尊重した、柔軟性のある関わり方を大切にしています。基本的にはルールやスケジュールを守ることを指導していますが、障害特性や配慮事項に応じて個別の対応を行っています。気温変化に弱い、においに敏感、音が気になる、眩しさが苦手など利用者の特性を把握して、無理なく作業に取り組める環境設定をしています。障害者権利条約や障害者差別解消法を基に、共生社会のあるべき姿についてミーティングで話し合っています。	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<コメント> 利用者の権利擁護についての規定やマニュアルは、法人で整備しています。虐待防止委員会では身体拘束適正化のマニュアルも含めて、現在ガイドラインを作成中です。利用契約時には重要事項説明書と契約書の読み合わせを行い、利用者と家族に権利擁護の取組を説明し、「ハラスメント(権利侵害)は訴えてよい」のだと伝えています。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の三原則(切迫性、非代替性、一時性)や虐待の通報義務などを折に触れて確認し、職員に徹底しています。権利侵害が発生した場合、毎日のミーティング、常勤ミーティング、全体ミーティングで再発防止策について検討する手順となっています。	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<コメント> 利用者の心身状態や生活パターンの変化に注意を払い、一人ひとりの生活への意向や希望を日々のコミュニケーションの中で把握しています。個別の業務日誌に、自分で決めた「今日一日の目標」を記入し、終了時には達成度を振り返っています。服薬管理、身だしなみ、早寝早起きなど利用者の苦手なことへの克服方法として、一人ひとりの課題に応じたチェックカレンダーを提案しています。寝不足で仕事への集中力が低下した人でも、チェックカレンダーの活用により、生活リズムが安定した例もあります。日常生活が安定してくると、仕事との向き合い方も変化して、意欲的に取り組む姿が見られるようになっていきます。ハローワークへの同行、横浜市の通所者交通費助成事業の取りまとめ、事業所での障害支援区分認定調査実施などの支援も行っていきます。	
【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<コメント> 利用者とのコミュニケーションを図る際には、即時対応と具体的な声かけを基本としています。意思疎通が十分にとれない利用者であれば、行動や表情、しぐさなど言葉に頼らない表現を読み取っています。話し合いの席では必要に応じて、ミーティング用紙に文字を起こしたり、イラストや写真を用いるなどの工夫をしています。職員が同行する新しい実習先についても、利用者の不安が募った場合には、実習を行う建物の写真や当日のスケジュールなどの視覚化により、不安軽減につながった例もあります。構音障害がある利用者のコミュニケーションツールとしてカードを利用しています。利用者と職員と一緒に作成した、会話を記入した単語帳式カードが、有効なコミュニケーションツールとなっています。またタブレットへのタイピングでコミュニケーションをとる場合もあります。	

【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
--	---

<コメント>
 利用者の希望に応じて、できるだけ早めに相談の態勢をとるように心掛け、信頼関係の構築を目指しています。相談室や面談室の場所を設定する時であれば、作業室内の静かなスペースで話しを聞く時もあります。「企業見学に行ってみたい」「仕事に集中するにはどうしたらいいか」「ガイドヘルパーについて知りたい」など様々な内容を聞き取っています。相談に対しては、情報提供や助言を行い、必要に応じて相談支援事業所と連携して支援しています。利用者が内容を整理しながら話せるように、職員がミーティング用の紙面やホワイトボードに文字を起こしています。相談内容はデジタルのノートブックアプリケーションに入力して、職員全体で共有しています。サービス管理責任者への報告を経て、ケース会議で個別支援計画への位置づけを検討しています。

【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a
--	---

<コメント>
 お菓子の化粧箱組み立て、ラベル貼り、梱包、清掃、リサイクル品の解体など、さまざまな作業プログラムを用意しています。利用者の希望や要望に基づいて、個別支援計画に沿った支援を実施していますが、支援内容は随時見直しをしています。就労定着支援事業として、勉強会と同窓会の余暇活動を継続しています。勉強会では「コロナ禍におけるリフレッシュ方法」を話し合い、同窓会では長期就労者の勤続表彰を行うなどしています。利用者も職員も楽しみにしているイベントとして外出行事やボランティアと行く宿泊旅行がありました。現在はコロナ禍により中止となっています。今年は法人の設立母体からプロバスケットボールの試合観戦の招待を受けています。利用者から運動不足解消の相談を受けた際には、障害者スポーツ施設について情報提供をしています。

【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
---	---

<コメント>
 「自閉症基礎セミナー」「パーソナリティ障害」「神奈川県意思決定支援ガイドライン研修」など、職員の経験やスキルに応じて外部内部の研修に参加し、障害に関する学びを深めています。就労支援では、挨拶の仕方や電話対応マナーなどの基本を毎日5分のワーク(座学)で学んでいます。障害特性への対応としての「定着するまで繰り返し行う大切さ」を具体化しています。利用者とは日々関わっていく中で、利用者個別の特性を把握しながら、適切な支援方法を模索しています。ノートブックアプリケーションで即時の情報共有が図られ、その日その時の利用者の変化に応じることが可能となっています。作業班の編成や外部作業の参加メンバー調整は、相性や障害特性へ細やかに配慮しています。

A-2-(2) 日常的生活支援	第三者評価結果
【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的生活支援を行っている。	a

<コメント>
 食事提供は業者に委託し、栄養バランスの良いおいしい食事内容はもとより、食堂の装飾も依頼しています。コロナ禍の現状では、黙食や食堂の時間差利用、テーブルを一方向に向けるなど、感染拡大防止策を励行しています。毎月開催の給食委員会で、味付けや食材など利用者と職員の意見を業者に伝えて、献立作成に反映しています。季節の行事食として、ひな祭りのちらし寿司、七夕のそうめん、ハロウィンのかぼちゃプリン、クリスマスケーキなどを希望者に提供しています。咀嚼状態や食事アレルギーへの対応として、代替の特別食を作っています。「特別食の日は、配膳時に自ら申し出る」と個別支援計画に記載し、利用者の意識づけを図っています。日常生活支援として、稀に手足を汚したり、失禁をしてしまったなどの場合には、清拭や排泄介助の手助けをしています。身体機能に問題のない利用者が多いため、移動移乗の支援は行っていません。

A-2-(3) 生活環境	第三者評価結果
【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a

<コメント>
 複合施設内の清掃は、利用者が作業プログラムの一つとして取り組み、清潔感のある快適な空間となっています。作業室内も物の positioning を決め、台車や工具のしまい忘れや危険箇所がないかを確認して、定期的に整理整頓を行い、働きやすく安全な環境を整えています。利用者がルールや安全を意識しやすいように、わかりやすい言葉やイラストを用いた掲示物を貼り出しています。危険予知訓練は、毎日5分のワーク(座学)で繰り返し学んでいます。訓練作業室の丸椅子が人数分ないと利用者から指摘を受け、全員分の丸椅子を揃えました。食堂は全員が一度に利用できる広さではないため自由に休憩できませんが、それぞれが時間差で休憩する工夫をしています。

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<p><コメント> 事業所の役割が、知的障害のある人のための就労支援であり、身体的には問題を抱えている人がいないので、機能訓練は特に行っていません。就労に向けて、生活習慣や身だしなみに関するワーク(座学)を実施しています。歯磨きやうがい、髭剃りや衣類の身だしなみなどを利用者個人に対して適宜助言や指導をしています。個別支援計画に記載してプログラムとして、継続的に訓練を行う場合もあります。金銭管理や生活リズム、健康管理についてもワークシートを使用して指導を行っています。必要性があれば、法人の看護師や外部の精神科医と連携して、利用者に対しアドバイスを行っています。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
<p><コメント> 重要事項説明書の医療及び健康管理の項目で、協力医療機関の精神科医に相談ができ、適切な対応ができるとしています。又、健康管理については、年1回、健康診断の実施、他施設(2階の地域ケアプラザ)の看護師による疾病予防・健康管理、規則正しい日常生活の指導、また、必要に応じて、毎朝のバイタルチェックなどを行っています。就労の前提条件として自分で体調管理を行うことができるように指導することを最も重視しています。利用者の健康状態の把握に努め、状態に応じて、血圧・服薬管理・定期的な体重測定、食事・栄養指導、頓服薬の預かりなどを一人ひとり個別に対応しています。新型コロナの感染対策として、毎日自宅での検温に取り組んでいます。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	
<p><コメント> 非該当</p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<p><コメント> 利用者が就労するにあたり、社会生活における必要な知識、例えば、電話のかけ方、挨拶の仕方などについてのワークを計画的に実施しています。又、利用者個人に対して、必要なワークを個別に実施しています。就職に向けて職種や勤務内容について利用者の意向を確認し、利用者の希望する職種を体験できる実習を設定したり、企業見学会を実施し、就労のイメージ作りを支援しています。就労者に対しては、就労における基本姿勢や日常生活に必要な知識についての勉強会を定期的に開催しています。外出外泊、友人との交流へについて事業所での対応はありません。</p>	
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	b
<p><コメント> 利用者が家族から離れて一人暮らしを始めたり、グループホームの利用開始や終了時には、利用者の新生活への不安や疲労感に対して手厚いフォローを心掛けています。家庭からグループホームへと生活の場が移る際には、家族や関係機関と連携して、移行後も生活を安定して送れるように支援しています。事業所までの経路や交通機関についても、確認を重ねます。相談支援事業所と連携をとり、必要なサービス利用を検討することもあります。就労する場合は、就労後に自立生活を考えていけるよう情報提供の機会を設定しています。又、就労移行支援、就労継続支援B型、就労定着支援のサービス種別変更時も、プログラム内容が本人と合っているかカンファレンスを開いて、円滑な移行になるように配慮しています。</p>	

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	b
<コメント> 年1回は、個別支援計画作成時のカンファレンスに家族の同席を依頼しています。その際、家族に対しては、客観的な立場で情報提供しています。日々の支援の中で必要があればその都度家族と連絡を取り、情報共有や助言をしています。体調不良時は、先ず利用者本人の体調確認を行い、早退する場合は、家族やグループホーム職員と確認してから帰宅してもらっています。軽微な不調の場合は、体温チェック表にメモをつけるなどの手段で報告することがあります。家族への連絡は適切に行われていますが、家族に連絡すべき状況が否かを判断するルールについて、マニュアルなどに明文化することが期待されます。	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	
<コメント> 評価外	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a
<コメント> 利用者が就労に向けて働く可能性を引き出せるように作業環境を整えたり、必要に応じて全体ワークとは別に個別ワークを実施しています。例えば、電話を掛けるということ習得するために、外部作業として電話を掛けるロールプレイングを実施したり、体験実習として、パソコンを操作してコピーやスキャンを行い、それをパソコン内に保存するなどの模擬作業を経験してもらっています。利用者本人が就職へのモチベーションを持てるよう、日々訓練として作業を行う中で、利用者から聞き取り、助言や話し合いを行っています。また、他の関係機関や家族と連携を図り、情報共有を心掛け、利用者の就労支援を行っています。	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	a
<コメント> 利用者との面談で、参加を希望する作業を聞き取り、月2回の会議や日々行われている体制ボードの打ち合わせで利用者の適性に合った配置を検討しています。利用者が手順を理解しやすく、適正な難易度の作業を受注し、工程を細分化することで多くの利用者に取り組めるよう工夫しています。支払う毎月の工賃の額について、利用者とその根拠をわかりやすく説明する資料を作成し、どのような点が改善されれば工賃アップにつながるかを分かるようにしています。又、利用者が安全を意識できるように、スローガン唱和や危機予知訓練の取組を継続しています。	
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a
<コメント> 事業所の就労支援員が、企業やハローワーク、就労支援センターと連携し、日々職場開拓の機会を作っています。一般的な求人情報を収集するとともに、利用者の就労の実績がある職場とは、就労定着支援員が定期的に連絡を取っており、求人情報があるか確認しています。就労定着の為に定着支援計画を用いて長期の目標や期間ごとの振り返りを実施し、企業と情報共有しています。さらに就労者とは、月1回面談を実施し、色々な相談に応じるようにしています。長年事業所の職員と家族しか知らずに生活してきた利用者が多く、一人暮らしの利用者が就労後、孤独な生活にならないよう見守り、アドバイスもしています。	